

消防職員の団結権のあり方に関する検討会（第4回）

日時：平成22年5月12日

場所：総務省第3特別会議室

【小川座長】 皆様、こんにちは。今日も大変お忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございました。ただいまから、第4回の消防職員の団結権のあり方に関する検討会を始めさせていただきますと思います。

下井委員と青山委員が、ちょっと到着が遅れておりますが、定刻ですので、予定どおり議事に従って進めさせていただきますと思います。

なお、冒頭ご紹介させていただきますが、この間の経過、都合によりまして、川田委員が辞任をされました。これにかわりまして、小沢委員が新たにご就任をいただきましたので、お知らせを申し上げたいと思います。構成員の新たな一覧はお手元のとおりでございます。なお、新任の小沢委員でございますが、今日のご都合により欠席をしておりますので、次回、改めてご紹介をさせていただきますと思います。

それでは、早速でございますが、本日、まず事務局から、この間の議論の整理、また今後の検討課題について説明を受けた後、関係諸団体からヒアリングを行うということで進めさせていただきますと思います。

それでは、まず議事の2にございます（1）と（2）、今後の検討課題や、また諸外国の状況について、事務局からの説明をお願いいたします。

【丸山公務員課長】 それでは、事務局提出の資料につきまして、簡単にご説明を申し上げます。

まず資料の1についてでございます。資料の1は、第1回から第3回までの検討会の議論を踏まえた今後の検討課題（案）というものでございます。これまで各委員及び実態調査先での意見交換におきまして、消防職員の方からいただきました主な発言内容を整理したものでございます。整理に当たりましては、本検討会の検討の視点となっております消防職員の権利の尊重について、そして国民の安心・安全の確保について、さらにその他の留意すべき事項について、この3本の柱で整理をさせていただいております。今後の検討課題として留意すべき点だと思っておりますし、また今回のヒアリングにおける視点としても参

考になるものかと思えます。適宜ご参照いただければ幸いです。

それから、資料の2についてでございます。検討会の検討を進めるに当たりまして、外国の状況等について調査する必要があるということで、事務局で作業を進めてまいりました。第2回の検討会で、4カ国に限定しまして、暫定版としてご報告いたしましたが、今回は調査対象国を22カ国に広げまして調査を行いました。その結果がまとまりましたので、その概要をご報告するものでございます。概要は資料2の1枚目に記載されておりでございますが、対象といたしました22カ国のうち、イタリアを除き回答をいただいたものをまとめたものでございます。外務省を通じまして、各国の在外公館に作業いただきまして、取りまとめさせていただきました。

調査内容は、3にあるとおりでございますけれども、消防行政を所管する組織、消防事務を実施する組織、消防機関が実施している任務、消防職員の権限、職業的消防職員とボランティア消防職員の状況、労働基本権の状況、そして給与決定方式、ストライキ事例等、幅広く調査をさせていただきました。調査結果は、それぞれの国の多様な事情あるいは制度の沿革等を反映しておりまして、簡単にご報告はできませんけれども、一言だけ申し上げますと、今回の調査結果の中で、消防職員に団結権が認められていない事例といたしましては、さきにご報告いたしましたフランスのパリ、マルセイユのほかには、ブラジル、韓国、タイ、この3カ国になっているということでございます。

一方で、消防職員に労働基本権が認められている国におきましても、例えばベルギーやマレーシアのように、緊急時対応などのために、その労働基本権について一定の制約が設けられているという事例も報告されてございます。今後の検討に当たり、1つの参考になるものとしてご報告させていただきました。

事務局からは以上でございます。

【小川座長】 ありがとうございます。大変広範にわたる詳細な調査をいただきました。ありがとうございます。今後の議論の参考にさせていただきたいと思えます。それでは……。

【菅家委員】 座長、いいですか。このまとめられた事務局の資料の1を見ますと、前回私の発言で、今回の検討会の議論の論点を私なりに意見を申し上げた経過があるわけですが、この論点は何かというところ、この間申し上げましたように、地方公務員法の第52条第5項です。いわゆる警察職員及び消防職員の記述、ですから、今回検討するというのは、この52条第5項における消防職員というのが加入してはならないというものをどうする

かという議論が論点ではないのかと申し上げたわけです。それを基本の論点にしながら取り組むべきだと申し上げたわけですが、これがその他留意すべき事項の○になっているというのは、いかにも今回検討する議論は国会における法律改正、この地方公務員法第52条第5項の消防職員を削除するというような法案になるのかわかりませんが、それが主な論点ではないかと、私、申し上げたわけでありますが、これが何か1項目になっているという取り扱いが、私としては、若干……、前回座長にも配慮してほしいと申し上げたわけですが、取り扱いについて、やはり私なりに、やっぱり論点を明確化して議論をすべきではないかなと思いますので、この点は、このままではなくて、ぜひ事務的な整理をお願いしたいというのが1点です。

2点目は、消防職員と、それから消防団の議論もしてきたわけでありますが、いわゆる地方公務員法の第3条第3項第5号における消防団員の身分は特別職になっているわけです。ですから、当然ながら外国におけるボランティアというのは、我が国においては消防団員になるわけですから、当然ながら同じ公務員の立場であって、片や付与すべきかどうかという議論は当然ながら今後の検討課題にのせるべきだと、このように思いますので、この点についてもご配慮いただいて、今後の我々の議論にしていっていただきたいということだけ申し上げますので、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

【小川座長】 貴重なご意見をありがとうございます。前回いただいたご指摘も含めて、真摯に検討会としては議論をしまいたいと思っております。このペーパーなんですけれども、積極的に推進をするという意見と、それから慎重に考えるべきだという意見を、そういう意味ではバランスよく取り入れて整理をしたものでございまして、そうした観点からも、直接は警察官との関係もご指摘をいただいたと記憶しておりますが、それがその他という表現でいいのかも含めて、ちょっと改めて整理をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

【菅家委員】 よろしくお願ひします。

【小川座長】 どうぞ。

【木村委員】 非常にこの間の意見をきちんと取りまとめられていると私は見ておりますけれども、この点線の枠内の中の現場調査での意見、これは残念ながら、私、参加できなかったんですが、同行した者の報告等を聞いていますと、若干、この記載がネガティブな雰囲気になっているかなという感じがしております。団結権を意識したことがないというような意見も入っているわけですが、この検討会の本来の意味が、本来何人に

も付与されるべき基本権の問題ということでございます。そもそも連合の組合員であっても、日々、労働基本権を意識して働いているかという、そんなことはあり得ないわけではございません、しかし、基本権というのは保障されていると。空気みたいな存在だと。そこは日本の学校教育でもあまり取り上げられていないという現状がございますし、労働組合がないところで働く人たちも、そういうことをあまり認識をしていることはないと思います。連合の仕事が不十分だと言われたら、それまでなんですけれども、そういうことも踏まえた判断をする必要があるんじゃないのかなというのが1点です。

それから、2ページ目の一番下の四角囲いに、消防職員委員会制度の改善ということになっておるんですけれども、職員委員会の機能強化がこの検討会での議論の中心になってしまうのでは、ILOからの指摘には全く答えられないんじゃないかなという気がします。これは当然、消防職員の皆さんからの意見でございますので、ここは尊重しなきゃいけないと思いますけれども、そういうこともちょっと勘案をしながら検討をされたほうが良いと思います。以上です。

【小川座長】 ごめんなさい。2点目は職員委員会制度を議論……。

【木村委員】 はい。するのはいいんですけれども……。

【小川座長】 直接のターゲットではないと。

【木村委員】 直接のターゲットは、基本権の付与ということだと思います。

【小川座長】 はい。

【菅家委員】 いろいろな、これから各団体の意見を出されるわけですから、我々としては、そういう総合的な情報、まず論点を明確化して、まず、私が申し上げたいのは、この検討会の論点は何かというのを、きちんと明確化して、各団体の意見を聴取しながら、我々としては総合的な情報の中で適切な判断をすべきだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【小川座長】 ありがとうございます。それぞれ貴重なご提言なりをいただいておりますので、いずれにしても、座長はもとよりでございますが、検討会全体、また事務局でいろいろと下準備もいただいておりますので、きちんとこれからの議論に反映をしてまいりたいと思っております。

若干、現地では私自身も、視察の際に生で意見を聞いて歩いたわけではございまして、そういう意味でいいですと、例えば2ページ目の四角囲みでございますとおり、一方に団結権が指揮命令系統に何らかの影響を及ぼすのではないかという意見を言う人もおられました。

たが、その心配はないんじゃないかということをおっしゃった方もおられて、これも取り入れたということで、そういう意味ではバランスをきちんをとるように気をつけてはいるわけでございますので、そうした、必ずしも予断をもって整理しているかのような、それぞれの立場からそう見えることもあるかも知れませんが、できるだけ予断を排して、とにかく実地の、生の現場の声を大事にしようということで、これまでもそうですし、これからも検討会としては進めてまいりたいと思っております。

その他、いろいろとご発言あるかと思いますが、今日は関係団体との……。

【岡本委員】 済みません。

【小川座長】 そうしたら、簡潔にお願いします。

【岡本委員】 はい。今、菅家委員のほうから消防団員さんのこともございましたが、団結権という観点でいけば、消防団員さんは含んでいないという形で議論するという確認をすでにさせていただいておるとのことだけ一言申し上げればと思います。

【菅家委員】 やっぱり国民の声ですから、当然ながら地方公務員法で消防団も身分的には公務員になっているわけですから、消防職員だけの声ではなくて、当然ながら常備消防、非常備消防一体ですから、当然ながらそういう声も聞いて議論をすべきだと思います。

【小川座長】 ありがとうございます。通常検討会をやりますと、意見を引き出すのが大変なんですけれども、もうほんとうに積極的にご議論をいただいて。

【迫委員】 第1回の検討会の際の議論の中で、消防団たるや、常備消防たるやという、この評価の中で団結権はどうかということでも事務局からご回答を得ましたよね。そこに菅家委員がおられなかったということも事実なので、そういう経過報告は事務局がきちっとやっておかないと、同じ穴を掘らなくてはならないようになるわけです。そのところの押さえをよろしくお願いします。

【小川座長】 どうぞ、事務局。

【丸山公務員課長】 ただいまの点について、事務局から補足のご説明を申し上げたいと思います。今回の検討会の議論の対象としておりますのは、あくまでも消防職員の団結権のあり方ということでございまして、消防団員の団結権云々ということも議論の対象としては考えておりません。ただ、消防職員の団結権のあり方を考えるに当たって、消防職員と連携していろんな活動をしていただいております消防団員との関係について、これを議論の中で検討していくということはあるべきということを最初のときに事務局からもお話し申し上げまして、議論をスタートしているということと理解しております。どうぞ、

よろしくお願ひいたします。

【小川座長】 ありがとうございます。いずれにしても直接の議論のターゲットはもうはっきりしているわけでありまして、ただ、その議論を深めたり広めたりするに当たっては、当然消防団の位置づけとか、あるいは職員委員会制度も含めて視野に入ってくることは当然でありまして、その辺は、この点も含めてバランスよく議論としては進めていきたいと思ひます。よろしいですか。

【菅家委員】 了解。

【小川座長】 ありがとうございます。それでは、関係団体の皆様をお待たせいたしておりますので、さっそくヒアリングに入らせていただきたいと思ひます。

お手持ちのスケジュール表をごらんいただきたいと思ひますが、まず最初は労働関係3団体の皆様から、それぞれご意見をいただきたいと思ひます。日本労働組合総連合会、全日本自治団体労働組合、同じく日本自治体労働組合総連合の関係の皆様でございます。今日ご出席いただきました皆様には、大変お忙しい中ありがとうございました。今日で検討会も第4回目ということでございまして、さらにこの議論が実り多いものとなりますように、それぞれのお立場からご発言なりご高見をいただければと思ひます。座長として一言お礼を申し上げ、早速でございますが、それぞれ5分から10分程度で意見を申し述べていただければと思ひます。

まず、日本労働組合総連合会さんからお願いいたします。

【日本労働組合総連合会（中嶋）】 こんにちは、中嶋と申します。私は連合の国際顧問をしております、現在ILO理事も務めております。連合を代表いたしまして、消防職員の団結権問題について、基本的な考え方を述べます。

結社の自由・団結権という、この問題は、基本的人権、民主主義の問題と深くかかわっている問題と認識をしております。基本的人権を、例えば労働規律の確保あるいは治安維持のために抑制をするということは、基本的人権の性格からいってあり得べきことではないとも認識をしております。現に消防職員に団結権を与えている多くの国で、そのことによつて労働規律が乱れたり、あるいは社会の安全・安心が損なわれたりするという事実はございません。皆さんもご記憶のことと存じますが、9.11のニューヨーク貿易センタービルに対する攻撃の際に、多くの犠牲者を出しながら消防職員が消火と救出活動に、英雄的な行動をとつたということをご記憶のことと存じます。ニューヨーク消防にも非常に強い組合組織がございますが、そのことが消防活動に何らの支障ももたらさなかつたという

ことは明らかであったと思います。

また、本日配られました資料の中にもありますけれども、オーストラリア、たびたび日本のテレビでも報道されますように、山火事が多くて、多くの犠牲者を出しておりますが、オーストラリアの消防職員にも団結権が与えられておりますけれども、そのことによって支障が生じた事例はないということでございまして、消防職員の団結権の付与が労働規律に乱れを生じさせたり、あるいは社会の安全・安心の脅威となるというようなことはないということを連合は確信をしております。

私どもは、この問題は畢竟、基本的人権保障のあり方、その国の民主主義の到達度に深くかかわる問題であると認識をしているわけです。ILO 87号条約が国際労働基準として団結権、結社の自由を保障すべしということを規定しているわけでございまして、日本も1965年にこの条約を批准しております。批准をした以上、条約の中身に沿って国内法を整備し、条約に盛り込まれているさまざまな権利保障のあり方を、具体的に適用実施をしていく義務を負うわけでございますが、残念ながら日本の場合、消防職員に団結権を付与しないということで、条約と適合しない状態が続いているわけです。

1972年に条約勧告適用専門家委員会、これはILOの中に設けられております条約と勧告の適用に関する国際的な権威を持つ法学者、国際法、労働法、社会法の著明な先生方20人で構成をされておりますが、当時日本からは元最高裁長官の横田喜三郎さんが委員として参加をされてございまして、この専門家委員会が1972年の会合の際に、日本の消防職員は警察の範疇に含まれない、当然、団結権が付与されるべきであるという結論を下しました。それ以降40年近く、38年間にわたって、再三、再四にわたって専門家委員会、毎年のILO総会で持たれます基準適用委員会、そして結社の自由委員会、ILOの主要な監視機関から法改正を含めた改善措置をとるようという勧告を受けてまいりました。

1984年に専門家委員会は87号条約と98号条約のジェネラル・サーベイ、一般調査を行いまして、その中で87号条約を批准し、公務員に団結権を与えていながら、消防職員に団結権を付与していない国として、日本とガボンとスーダンを挙げました。そして94年の、10年たった報告の中では、それらの国のうちガボンとスーダンは国内法を改正して、残っているのは日本だけという指摘もされております。私は、ILOの業務に携わっておりまして、こうした事態を非常に深刻に受けとめております。多くのILOの関係者は、日本はなぜ改正ができないのか、しないのかということ疑問に思っております。

その声は日増しに強くなっているというのが率直な感想でございます、今や日本政府には改善する政治的意図がないのではないかという声も大きくなっているのが実態でございます。

この裏には、残念ながら日本は経済的には先進国だけれども、民主主義の到達度としてはいかなものか、日本の民主主義というのはまだまだ薄っぺらいではないかという感覚があることが感じとれます。これは私の個人的な感覚にとどまらず、多くのILOに関係する人が共通して持っている感覚だと考えております。

私は、2004年の3月にILOの理事に就任をして丸6年が経過しております。その当時、日本のILOの分担金の負担率は19.458%でした。これはアメリカの22%に次いで第2位でした。ところが、2008年からの負担率は16.635%に落ちまして、来年2011年からの負担率が今年の初めに発表されましたが、それによりますと12.535という数字になっております。ここ5年以内の間に、7ポイント近く日本の負担率は落ちているわけで、かつて日本は負担率の高さをもってプレゼンスをILOの中で示してきたという経過がございますが、今や負担率をもってプレゼンスを主張するという時代は終えんしたと認識しなければならないと思っております。

近年、経済的な動向、あるいは政治的な動向、国際社会におけるそれらの動向を受けて、中国のプレゼンスが急速に高まっておりまして、かつてはILOの中で、アジアの代表といったら文句なしに日本が挙げられましたが、今や中国にその座は完全に奪われつつあるというのが実態でございます。私は、何も中国との競争という観点でこれを申し上げているわけではなくて、日本がILOをはじめとした国際機関の中で名誉ある地位、尊敬を集め得る地位に立つためには、与えられた責任、義務というのをきちんと果たすということが求められているわけです。そういうことを通して存在感を示し、ほんとうの意味で尊敬をされ、リーダーとして認識をされるという地位を確保するためには、この40年近くにわたった条約違反の問題というのを早急に解決する必要があるのではないかということ強く感じております。

北欧の国は存在感が非常にあります。それは人権尊重ということで高く評価がされているわけです。皆さんご存じのように、スウェーデンは800万、フィンランドやノルウェー、デンマークはそれ以下の人口の国です。それらの国々が、なぜあのような存在感を持つのかということをお考えになり、日本もそうした名誉ある地位を確保するために、しかるべき努力をすべきだということをお願いして、連合を代表してのご意見といたします。

ありがとうございました。

【小川座長】 ありがとうございました。ご紹介おくれまして申しわけございません。日本労働組合総連合会の国際顧問でいらっしゃいます中嶋滋さんでいらっしゃいます。ありがとうございました。

なお、会場内も気温が上がっておりますので、どうぞ遠慮なく上着のほうはお取りをいただければと思います。傍聴の皆様も含めてご自由になさっていただければと思います。

それでは、続きまして、全日本自治団体労働組合総合労働局長の松本敏之さんから意見表明をいただきたいと思います。

【全日本自治団体労働組合（松本）】 全日本自治団体労働組合の総合労働局長の松本と申します。私は、非現業地方公務員の職員団体の……。

【小川座長】 どうぞおかけになって。

【全日本自治団体労働組合（松本）】 失礼しました。職員団体の書記長などを務めた経験、そして現在、全国の自治体職場での労使関係を知ることができるという立場からお話を申し上げます。

資料としては、提出資料2というものをお手元をお願いいたします。まず自治労について、少し古いデータですが、自治体非現業職員の職員団体と自治体現業・公営企業職員の労働組合を中心に構成されているということを資料でお示しをしております。

次に、労働組合があることのメリットについて申し上げます。第1は賃金、労働条件について人事当局と職員との間で広範な共通認識が得られることと思います。この結果、職員の納得性が高まり、また人事当局も誤った人事政策に陥る危険性を極めて小さくすることができます。第2には、管理職員が部下の職員に対して強圧的な誤った態度で接することが極めて少なくなり、職場の雰囲気明るく民主的になり、結果的に公務能率の向上にもつながっていると思います。第3には、賃金、労働条件以外の政策や仕事の進め方についても、立場の違いを越えて提案、話し合いがしやすくなり、結果として行政の活性化にもつながっています。

労働組合があると、労使の間に対立関係が生じるのではないかというご懸念があるかもしれません。労使の緊張関係は、多くは使用者側の職員が強圧的な誤った態度で部下職員に接することから生じるものと思います。労働組合があれば、このようなことは、多くは未然に防ぐことができます。労働組合は政策や仕事の進め方についても提案していますし、これらについて日常的に話し合いが行われれば、労使の緊張関係というものは減多に生ず

るものではないと思います。また、上司の部下への変な遠慮が生じるのではないかというご懸念もあるかもしれませんが、日常に職場で話し合いがあるほうが、そのような遠慮は生じないものと思います。

次に、1972年5月15日の復帰以前の沖縄の消防職員は労働三権を持っていたということを申し上げたいと思います。資料の字が細かいですが、ここに沖縄復帰特措法の第45条を載せました。「地方公務員法第五十二条第五項に規定する職員となる者」というところにアンダーラインをしましたが、消防職員がここに当たります。そして、この消防職員は、沖縄の労働組合法に基づく労働組合を組織していた、少なくとも組織することが許されていたということがここにあらわれています。

2ページ目に、1972年5月15日以前の沖縄の消防職員と労働基本権というのをご用意しました。名古屋大学の室井力先生は、ここでは主として争議権を意識しておっしゃっていますが、3つ目の丸の部分とあわせてごらんをいただくと、消防職員が争議権を持っているからといって、公務運営が麻痺し、国民全体に重大な影響を与えるということにはならないというご認識をお示しになっております。また、2つ目の丸のところは、当時の那覇市の労働組合の役員の発言だと思いますが、ここでも消防職員が争議権を持っても、争議に際しては、保安要員に指定することで住民の生命と健康に重大な影響を及ぼさないということが実際の経験として語られています。もちろん、この検討会は争議権が議題になっているわけではありません。しかし、団結権を与えると、違法な争議行為をするのではないかというご懸念がありはしないかと考えて、あえて申し上げました。

沖縄についても一つ、私の手元に沖縄の消防職場のある幹部の方の手記があります。時間の都合で一部だけ読み上げることにいたします。「今回の全国消防長会の団結権に対する評価は、現場業務に支障を来し、命令系統にスムーズさを欠くということですが、消防職員として非常に遺憾に思います。なぜなら、団結権が保障された時代は、みずからの労働環境に関心を持ち、賃金、労働条件の適正化をはじめ、労働運動と通常業務を切り離し、メリハリのついた業務を遂行していました。私は33年の消防生活で、団結権のあった時代を知る職員の1人ですが、私の記憶の中で勤務に支障を来した事例など聞いたこともありませんし、したこともありません。団結権があったら、消防職員が仕事をしないというイメージは、当局サイドの一方的な見解でしかなく、消防職員のプライドを傷つけることにほかなりません」、以上が、沖縄のある幹部消防職員の手記です。

沖縄と関連して、駐留軍等労働者のことをお話しします。3ページ目に駐留軍等労働者・

消防職と労働基本権というものをご用意しました。米軍基地内で、日本人労働者が消防の業務に従事していますが、彼らは1952年の平和条約発効に伴う国家公務員法改正に際して、ここに四角で囲っているとおり、「国家公務員ではない」、したがって、労働三権を有しているとされました。駐留軍等労働者の消防職ですが、4ページ目に、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の事業実績報告書からの1ページを紹介しています。写真を見てお感じになるとおり、市町村消防職員と限りなく近い仕事をされています。3ページ目に戻って、この報告書の別の部分を幾つか引用していますが、要するに自治体消防と同様の火災対応に従事していると書いてあります。

先日、全駐留軍労働組合の照屋書記長にお話を伺いました。駐留軍の消防労働者は多数が全駐労に加入しているということでしたが、労働組合に加入していることによって、職場規律に支障を生ずることは全くないとおっしゃっていました。

レジュメ5番に戻りまして、市長部局と消防職場との間の事務職員の人事交流です。単独消防の市では人事交流が当たり前にあります。組合役員だった職員が消防職場に異動したからといって、消防職場の労使関係がぎくしゃくしたり、消防の現場で0.1秒でも動きが遅くなったというような話は聞いたことがありません。

大規模職場と小規模職場とで違いがあるだろうかという問題です。小さい職場でこそ、ある管理者のもとでは民主的な雰囲気であったところが、管理者が交代した途端に強圧的な暗い雰囲気に変わるというお話をよく聞きます。労働組合があれば、このようなぶれは極めて小さくすることができます。

最後に、この検討会が速やかに消防職員の団結権禁止条項を廃止し、団結権を保障すべしという結論を出していただくことをお願いいたします。時間の都合で十分お話しできなかったところをご質問をいただくことをお願いして、私の発言を終わります。ありがとうございます。

【小川座長】 はい。ありがとうございました。大変興味深い歴史をひもといていただきました。ありがとうございました。

それでは、最後に日本自治体労働組合総連合の書記長でいらっしゃいます猿橋均さんからお願いしたいと思います。

【日本自治体労働組合総連合（猿橋）】 自治労連の書記長を務めさせていただいております猿橋と申します。こういう形で意見表明の場を与えていただいたことにつきまして感謝を申し上げます。

まず、私たちは、このレジュメにもありますが、昨年11月27日の参議院の総務委員会の議論において、消防職員の団結権そのものについて回復できるように、そのための論点整理をなささいということを示したという原口総務大臣のご答弁や、この検討会の第1回会議で、与えるか与えないかではなく、労働基本権というのは、万人に付せられた基本的人権に等しいものであるという認識だけは共有をした上でスタートさせていただきたい、こういう旨の小川座長のご発言を、大いに歓迎をして、早期実現を強く求めていきたいと考えております。

自治体、公務公共業務における自治体労働組合の役割を2点目に述べさせていただきたいと思っています。私たち自治労連は「住民の繁栄なくして、自治体労働者の幸福はない」、これを運動のスローガンとしております。労働組合運動を進める上での基本的立場であります。この立場は、自治体や公務公共業務に働く労働者で構成をする労働組合は、みずからの賃金や権利、労働条件の向上を求める運動と、「住民全体の奉仕者」として住民の命と暮らしを守る職務を担い、住民本位の自治体行政を進める運動とを統一して、職場での団結とともに地域住民の皆さんとの団結や、共同で運動を進めようと考えている、こういう立場でございます。

この間、地方交付税の削減などによる自治体財政の悪化、自治体業務の民間委託化、そして応益負担という考え方に基づく制度の改悪、こうした中で本来住民の命と暮らしを守る仕事に変質をさせられているのではないか、また効率化一辺倒の行政運営が進んでいるのではないか、こういうことを私たちは危惧をしております。私たちはこうした仕事のあり方や自治体のあり方を職場の仲間や地域住民の方たちと一緒に考えて、改善する運動を進めています。公的な保育を守る運動や、自治体病院や地域医療を守る運動、最近では生活保護の運用改善と結びついた職場改善の運動、さらには住民の皆さんの願いを集め自治体行財政のあり方を一緒に考える運動、こうした運動を進めていますが、こういう運動は、必ず職場の中で進める上でさまざまな困難を伴います。しかし、こういう運動を進める上で、先ほども申しました「住民の繁栄なくして、自治体労働者の幸福はない」、この立場、考え方は大きな支えになっているものであります。

消防の職場でも、今、大きな問題が生じていると考えています。財政難から来る職員定数の削減、ポンプ車をはじめとした機材や備品の不足、施設の不備が深刻になり、市町村合併や救急医療の広域化、こうした問題による救急車の移動範囲の広がり、さらには、消防力の低下にもつながる消防の広域化、こうした動きが並行して進んでおります。こうし

た問題は、もはや、消防という1つのセクションの問題ではなくて、住民の皆さんの安全、安心を守る自治体のあり方の問題だと私たちは認識をしています。私たちは消防職員の自主組織である消防職員ネットワークの皆さんと一緒に団結権回復の取り組みと合わせ、こうした仕事の実態、職場の実態と問題点を住民の皆さんに知らせ、改善を目指す運動を進めてまいりました。

資料で配付をされておりますパンフレットの中を開いていただきますと、左方に消防広域化にかかわる新聞記事が掲載をされております。これは消防職員ネットワークの皆さんが自治労連豊橋職労と協力をして、住民向けのシンポジウムを行い、その結果、この広域化にかかわる問題点が明らかになったということが、この新聞でも報道されているということを紹介したものであります。

大きな3つ目として、団結権が保障されないこと、これがどういう弊害をもたらすかということについて述べたいと思います。1点目の問題です。パンフレットの中にも記載がありますが、団結権が保障されていれば話し合いで解決できることが裁判ざたになってしまふ、こういう事態があります。条例で決まっている時間外手当や深夜手当の未払い、これにかかわる愛知県稲沢市の裁判、これはその典型とも言えるものです。詳細については、後日消防職員ネットワークの方が述べられると思いますけれども、団結権が保障され、労働組合があれば、当然のごとく労使間の交渉で解決する問題であります。これが裁判という形に行き着いてしまふ、こうした問題がございます。

2つ目の問題は、職場の安全の問題であります。消防の職場はご存じのとおり、公務職場の中でも最も労働災害が多い職場であります。労働安全衛生法では委員を選ぶ際に労働組合の関与を前提としております。しかし、労働組合がない消防職場では、管理職と一般職員で委員を構成するといっても、これは対等の関係にはなり得ません。そういう意味で一般職員の意見が十分反映をされない、こうした問題が起こります。

3点目の問題です。消防職員委員会の議論もありましたが、これは労使対等の原則がありません。したがって、団結権の代償とはなり得ないということでもあります。これも詳細は消防職員ネットワークの方に後日譲るということになりますが、ここでは開催頻度が実態として年1回というところが少なくないということ、それから安心して働く上での基礎である賃金、労働条件が取り上げられていないということ、それから職員委員会で実施が適当とされた事項であっても、その具体化の保障がない、こういう実態があること、そして最後にこの問題は非常に大きな問題ですが、意見提出者に対して遠隔地への異動である

とか、昇任、昇給まで盾にとってその取り下げを強要すると。こうした事態が残念ながらある。こういうことを見ても、とても団結権の代償といえるものではないということについて、明らかにさせていただきたいと思っています。

やはり労使対等の原則や、職場の民主主義こそ高いモチベーションを支える力でありませぬ。団結権が保障される労働組合がない、労使対等の原則や職場の民主主義が未確立、こういう問題は、先ほども述べました、今、消防行政が置かれている厳しい事態のもとで、緊急災害時に高いモチベーションを維持することがほんとうに危惧されています。消防職員の中で頻発をしているメンタルヘルス障害、こうした実態を見ても、このことは大いに危惧せざるを得ないと考えます。また、こういう問題の解決を含めて、私たちもILOに繰り返し要請を行ってきたところでありませぬ。消防職員ネットワークの皆さんと一緒にILOに対して過去7度にわたるレポートを提出させていただきましたし、また3度の要請団の派遣もしてきたところでありませぬ。今回の回復議論の基点の1つになった大臣答弁、再三、再四にわたるILOの指摘、こういうことに対して、こういう私たちの活動が貢献できたのではないかと考えるものでありませぬ。

最後の問題です。団結権が回復されてこそ、職場の民主主義が守られること。消防行政が直面する課題の改善で住民の安全・安心が守れるということでありませぬ。1つは、団結権の回復と労働組合があつてこそ、無用な労使間の対立が解決をされるということでありませぬ。今まで、従来の政権は、認めると上命下服の服務規律を維持することが困難というふうにしてきました。しかし、団結権が回復され、労働組合がつくられて、労使対等の原則や、職場の民主主義が確立すれば、さまざまな困難や問題が生じてても、住民の安全・安心を守るという一致点で、労使間で知恵を出し合つて問題を解決に導くことが可能だと考えます。

2点目の問題です。消防行政はさきにも述べましたように、さまざまな課題に直面をしております。そして、それは消防という1つのセクションの問題にとどまらず、自治体の……。

【小川座長】 済みませぬ、あと1分ぐらいで。

【日本自治体労働組合総連合(猿橋)】 もう終わります。自治体のあり方の問題だということについて述べさせていただきました。自治体のあり方、具体的には行財政の重点をどうしていくのかということを決めるのは、言うまでもなく主権者である住民の皆さんであります。消防に労働組合ができれば、職場の実態をもとに自治体労働組合や、地域の民

間労働組合、関係団体とも手をつないで、住民の安全・安心の問題について、住民に問いかけていく運動を進めることができます。消防行政だけではなく、地域医療や災害対策など、自治体が直面するさまざまな改善運動を進める、こういう運動というチャンネルを労働組合は持つておるといことも強調したいと思います。

以上、検討委員会の皆様の積極的なご議論で一刻も早く団結権の回復を図っていただきますことをお願いして、意見表明とさせていただきます。ありがとうございました。

【小川座長】 ありがとうございました。それぞれのお立場から大変貴重な問題提起をいただきました。それでは、ちょっと時間の都合もごございますので、15分程度、2時5分ぐらいまでをめどに、自由にご質問なりご意見をいただければと思います。どなたからでも結構です。

【菅家委員】 それでは、何点かご意見を賜りたいと思うんですが、1つは、今回の論点であります地方公務員法第52条第5項における警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ地方公共団体の当局と交渉団体を結成し、またはそれに加入してはならないという、この規定をどのように見直すかということだと思うんです。その中で、消防職員の団結権を付与するかどうかというような論点で皆様方からいろいろご議論、ご意見を賜ったわけですが、私としては、お聞きしたいのは、一方では警察職員は加入してはならないということになるわけです。片や消防職員は付与すべきだと。

ここは私も非常に、いろいろ情報収集しているわけなんですけど、そこで、やはり一番、国民の生命、財産を守るという視点で、消防業務は、救急救命あるいは火災、当然ながら現場での消火活動、どちらかというと警察業務も重要ですが、消防業務も極めて国民の生命、財産を守る身近な存在であるというようなデータもあるわけですね。そういう意味での警察職員は加入してはならないが、消防職員はいいという1つの考え方、それと、もう一つは、日本の場合は非常備消防、消防団との一体的な活動をしているという独自の組織があるわけです。そういうことを踏まえての消防職員に付与するというような議論も一方であるものですから、この点についてのご意見を参考にしたいと思いますので、ご意見を賜われればと思います。

【小川座長】 どなたにまいりましょう。3団体それぞれ。

【菅家委員】 どなたでもよろしいです。もちろん。

【小川座長】 もし、特にと、国際的な観点もあるでしょうから。

【菅家委員】 別にどなたでもいいです。

【日本労働組合総連合会（中嶋）】 まず、警察との関係ですけれども、ILOの条約の中では警察及び軍隊に団結権を禁止すべしと、与えてはならないという規定はありません。87号条約に保障するさまざまな権利等を、どの範囲で与えるかどうかということ、警察と軍隊に関しては国内法で決めてください、国際基準とはしませんよということであるわけです。ですから、ヨーロッパを中心にして、多くの国は警察に団結権を与えています。警察の組合というのは、職業的な利益を守るために活動しているということにして、団結権の付与と、それから社会の安全・安心とは対立する事柄ではないという考え方に基づいておりますし、とりわけ消防職員に関しては、国際条約で、国際基準として与えなければならないということをうたっているわけですし、日本は残念ながら、その条約を批准していても、それが守られていない状態であるということでもあります。市長さんがご懸念のことであれば、ヨーロッパ的にいえば両方に与えればよいということになるわけです。

それから、もう一つは団との活動ですが、消防団員の多くの方は民間事業所で働いている方、これは先ほど連合の木村委員のほうからもありましたけれども、それらの人々は、団結権を保障され、現に労働組合に加盟している人たちも多くいるわけです。つまり団結権の保障と消火活動等の業務とは直接的な阻害要因になるという形での関係性はないと考えております。

【小川座長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。どなたからでも結構です。

【日本自治体労働組合総連合（猿橋）】 考え方だけ。

【小川座長】 じゃあ、簡潔にお願いします。

【日本自治体労働組合総連合（猿橋）】 警察について、置き去りでいいのかというお話ですが、私ども基本的に団結権の付与という問題に関しては、警察であっても、あつてしかなるべきだという考え方を持っております。ただ、先ほどもありましたけれども、要するに、国際的な基準の問題、それから日本国内の問題でいえば、国民的合意の問題、こういうところになるかと思いますので、基本的立場はそういうことだということです。

もう一つ、消防団員の皆さんとの関係という問題では、我々も労働基本権そのものの考え方というのはありますけれども、問題は特別地方公務員という制度の持っている、極めて中途半端な、雇用なのか、任用なのか、そして経常的なのか、そうでないのかというふうな性格も含めて、極めて中途半端な状態に、消防団員がそうだということではなくて、

特別地方公務員という制度そのものがそういう極めて不安定な制度だということがありますので、その問題とあわせての議論が必要だと考えています。以上です。

【小川座長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。どなたからでも結構です。

【人羅委員】 これは小川さんへの確認なんですが、私も消防団員のことは気になっていまして、そのために第1回の会合で、今回は消防団員の人のことは議論しないということを整理したという認識なのですが、そこの再確認をしたいんですが、それはよろしいですか。

【小川座長】 はい。あくまで直接のターゲットは常備消防に勤務しておられる消防職員の方の権利であり、処遇だという認識でおります。ただ、議論をするに当たっているいろいろと協力関係にある消防団の方々とか、視野に入るといことは否定しないという趣旨であります。

ほかにいかがでしょうか。

【日本労働組合総連合会（中嶋）】 ちょっとよろしいですか、補足。

【小川座長】 簡潔に、中嶋さん、お願いします。

【日本労働組合総連合会（中嶋）】 恐れ入ります。消防団との関係なんですけれども、外国でも常備消防のほかに義勇隊とか、さまざまな名前がついていますけれども、日本の消防団に相当するボランティアの組織があつて、協力して消火活動等に当たっているという実態があるわけです。常備消防と、民間人であるボランティア消防組織の両方が団結権を持っている。この中でも何ら協力関係、消火活動に影響を与えていないということなので、ご心配の点はなかろうかと思えます。

【小川座長】 ほかにいかがでしょうか。委員の皆様、よろしいですか。

【下井委員】 中嶋さんにお尋ねしたいんですけれども、提出していただいたペーパーの1番、原則的な考え方の3)と4)、3)ですが、結社の自由・団結権保障の禁止もしくは制約を、労働規律の確保ましてや治安維持のための手段としてはならない。4)組合の存在が、労働規律を乱したり、社会の安全・安心の阻害に要因になったりすることはないと書かれておられますが、ただ、これはILOの考え方の中でも徹底はされていないわけですね。結局、警察、軍隊については別扱いしているわけですので。

ということは、やはり警察、軍隊については最終的には国内法で定めるわけですがけれども、国内法で禁止しても、それはILO条約違反ではないわけですね。ということは、

この3)、4)は、消防についてはこう言えるけれども、じゃあ、ほかの分野も含めて、要するに警察と軍隊なんですけど、含めれば、例外が一応認められることになりますよね。そうすると、消防と警察、軍隊を分ける理由というのは何か。つまり、先ほどILO条約、国際条約でこう決まっているということを強調されていて、それはそのとおりだと思うんですけど、なぜそうなっているかを教えていただければと思うんですが。

【日本労働組合総連合会(中嶋)】 下井先生のご質問に、私なりにできる限りお答えしたいと思いますけれども、1つは、時代的制約の問題があると思います。ILO条約、87号条約が作成されたのは1948年、第二次大戦直後でございます、その時代的背景、時代的な制約というのを、この条約も負っているということで、その当時の国際的な常識としては、警察、軍隊は特別の職という考え方が強かったと聞いております。しかしながら、その時代であっても消防は国際労働基準の対象内とすると。私は、先ほど強調しましたのは、時代的な制約のもとでも、国際労働基準として警察及び軍隊にも禁止はしなかった。国内法に任せたというところに積極的な意味があるのではないかと考えております。その違いですが、私は多くは武器を携帯しているかどうか。そのことによって社会的強制力を、武器の使用を通して社会的強制力を発動するかどうかの違いというのは、かなり大きな要因としてあったのではないかと考えております。

【小川座長】 はい。ありがとうございます。

【下井委員】 もう1点。これは第1回の会議で私のほうからちょっと問題提起させていただいた点なんですけれども、警察という言葉は、実は広い狭いがあると思うんです。例えば日本語で警察といった場合、狭い意味では、いわゆる警察官のやっている仕事という意味もありますし、例えば保健所のやっている仕事とか、食品衛生法に基づくようなことも、これも警察。その意味でいけば消防も警察だと。このILO条約で言うところの警察、これはもともとの条約ではポリス、ただポリスとなっていて、そのポリスの意味を、それ以上の説明はないというのが事務局のご説明だったんですが、これを日本の警察という言葉の感覚からした場合には、その広い狭いはどちらのつもりでお使いになっらっしゃるか、あるいはそのことを何か解説しているようなものはどこにあるかということをちょっと教えていただきたいと思います。

【日本労働組合総連合会(中嶋)】 警察そのものの定義をILO的にどういうふうにしているかということに関しましては、残念ながら私、存じ上げません。ただ、実態として言い得ることは、例えばマレーシア、マレーシアの警察は実動部隊、いわゆる拳銃を下げ

て捜査活動等に当たる、いわゆる実動部隊の警察官には団結権は与えられていませんけれども、その他の同じ警察署に勤めていて事務職で働いている人には、組合が認められているというような事例はほかにもございまして、そういう意味では、警察活動の中で実動部隊とそうでないところというのを分けているところもかなりあるということから類推をするということ以外にはないんじゃないかと思います。実際上は、先生がおっしゃったように国内法に任されていますから、その国の解釈に基づいて行われるということでございます。

【小川座長】 ありがとうございます。よろしいですか。

【下井委員】 いや、国内法の解釈に任せているということを書いてしまうとかなり広がっちゃうんじゃないかと思います。それはまずくないですか。

【日本労働組合総連合会(中嶋)】 いや、警察活動がどういう形でやっているかという、例えば今日の資料の中にも触れられていますけれども、パリの消防活動は軍隊が担っていると、これは歴史的な経過があってそうなっているんです。あそこで働いている、消防活動を行っている軍隊に対して、団結権を与えていないと。それは、条約違反であるかといったら、条約違反ではないわけです。なぜかと言ったら、業務はそうだけれども、身分としては軍人だからです。そういう業務できちんと分けるか、身分というか、そういう職分として分けるかというところで、必ずしもきれいに整理はされていないという問題のご指摘のとおりあろうかと思います。

【下井委員】 わかりました。ありがとうございました。

【小川座長】 大体そこは、条文上は多分ポリスという言葉が使われているんじゃないんですかね。ポリスという用語が……。

【日本労働組合総連合会(中嶋)】 ポリスです。

【小川座長】 ですよ。日本で言う、講学上の警察行政みたいなものは、英訳すると何というんですかね。

【下井委員】 ポリスですよ。

【日本労働組合総連合会(中嶋)】 ポリス、同じです。

【小川座長】 そうなんですか。

【下井委員】 だから、外国語のポリスは多義的だと思う。

【小川座長】 なるほど。

【日本労働組合総連合会(中嶋)】 そういうことです。

それで、ちょっとよろしいですか。

【小川座長】 どうぞ。

【日本労働組合総連合会（中嶋）】 日本の実態等の関係で申し上げますと、例えば国家公務員の消防庁の職員、まさに消防行政を束ねている消防庁の職員は団結権があるんです。実働の市町村の職員にはない。これはなぜかということ考えた場合、実働であるかどうかで、日本の現在の法律もそういう区分をしているのかもしれませんが、いずれにしても、私は消防はすべてに与えるべきだと思っていますけれども、そういう違いもまたあるということをご認識いただきたいと思います。

【小川座長】 委員の皆様、いかがでしょう。ちょっと時間もそろそろありますが、そうしたら、最後に辻先生。

【辻座長代理】 自治労さんと自治労連さんにそれぞれ1つずつお伺いしたいんですが、自治労さんの場合、今回沖縄の話を紹介していただきました。これは、今日の視点と逆なんです。逆に回復した後、労働基本権が制約されるようになって、それで何か消防職員の勤務条件だとか、消防活動に何か重大な支障だとか、変化だとか、そういうものが生じるようになったかどうかということをお伺いしたいというのが1点です。

それから、ネットワークさんのほうの話で、今日、広域化の反対の話も出ましたけれども、広域化、是か非かという議論は関係ないので、この是と非のことはとりあえず棚に上げて、仮に団結権が認められて、しかもなおかつ前提ですけれども、一部交渉権が認められるようになった場合に、ネットワークさんのほうとしては、広域化反対に向けて活動をパワーアップしていくというようなことになっていくのかと。この2点をお伺いできればと思います。

【小川座長】 はい。それでは、それぞれお願いします。

【全日本自治団体労働組合（松本）】 沖縄におきましては、復帰以後、従来の労働組合というところから、組織として分かれざるを得なくなりまして、先ほどからご紹介がありますような、52条5項に抵触しないような形での消防職員協議会というものを新たに組織して活動してございます。その結果として、やはり人事当局と職員との間で人事政策、賃金、そういったものについて、共通認識を持つということでは、極めて困難な状況に陥っていると思っております。ただ、それが消防活動にどのような悪影響を与えているかについては、私は申し上げられません。

【日本自治体労働組合総連合（猿橋）】 広域化問題は政策問題ですので、ここでの議論

の対象になるかと思いますが、このパンフレットにも少し書いていますが、団結権を付与され、労働組合を結成するという事になったときにどうするんだという問題ですが、広域化という言葉に対して反対とか、賛成とかいう問題ではなくて、その結果生まれる消防力の低下という問題について、やはり問題点を指摘する。先ほども、本論のところでも申しましたように、消防力の低下、安心・安全の問題というのは、要するに自治体のあり方とか、住民の安全・安心にそのままつながりますから、その問題を住民の皆さんと労働組合と一緒に議論して、どういう方向を導き出すのか。弊害が出るようであれば、これは反対ということになりますし、そのほうが効率的、合理的であるということになれば、一緒に進めるという立場になるかと思いますが。

以上です。

【小川座長】 ありがとうございます。まだまだお尋ねになりたいことや議論あるかと思いますが、後半の日程もございますので、ここでひとまずヒアリング対象団体の交代をお願いしたいと思います。それぞれ3団体の皆様、ありがとうございました。

引き続きましては、使用者側を代表してのご議論ということになろうかと思いますが、全国市長会から、行政委員会の副委員長でいらっしゃいます、千葉県の市原市長、佐久間隆義様にお越しいただきました。あわせまして、全国消防長会の会長でいらっしゃいます、東京消防庁消防総監の新井雄治様にお越しいただきました。それぞれご着席をいただいて、ご意見を賜りたいと思います。

新井様、佐久間様、今日はお忙しい中、お時間をちょうだいしまして、まことにありがとうございます。

【全国市長会（佐久間）】 どうも、皆さんこんにちは。

【小川座長】 それでは、まず、全国市長会の行政委員会の副委員長でいらっしゃいます佐久間市長さんからご意見をいただきたいと思います。

【全国市長会（佐久間）】 それでは、第4回の消防職員の団結権のあり方に関する検討会にお招きをいただきました。委員長が今日は見えられませんので、副委員長の市原市、千葉県のちょうど真ん中にありますが、市長の佐久間と申します。よろしくお願ひします。

ただいまご紹介いただきましたように、全国市長会行政委員会の副委員長を務めさせていただきます。消防職員の団結権の問題につきましては、全国市長会としては、最近議論を行っておりませんので、今回、アンケート調査を行いました。その調査結果を提出させていただいておりますので、本日は、まずこの調査結果の概要について申し上げさ

させていただきます。最後にこれを踏まえての意見もつけ加えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

お手元の資料の消防職員の団結権に関する調査結果をごらんいただきたいと思いますが、この調査は、表紙の裏にありますとおり、本年2月から3月にかけて、全国市長会の政策推進委員会及び行政委員会の委員の84市区長を対象とし、市区長自身の意見を伺ったもので、79市区長から回答をいただいております。

現在、全国には特別区を含めまして、809の市区があり、今回のアンケート調査の対象は、全体の約1割ではありますが、これらの回答市区は北海道から九州まで全国の各地域を網羅し、また政令指定都市から一般市までさまざまな規模の都市自治体を網羅しておりますので、全国の市区長さん方の意見の傾向を示していると私は考えております。

なお、市区長さんからいただきました意見は、そのまますべてを掲載しておりますので、詳細につきましては、後ほどごらんいただきたいと思っております。

それでは、1ページをごらんくださいませ。消防組織の活動につきましては、消防職員の献身的な貢献や、消防団員の取り組みなどにより、地域の安全・安心に貢献していると高く評価されております。

次に3ページをごらんください。消防職員の団結権付与につきましては、「消防行政の向上に貢献すると思う」との回答が12市区長で、全体の15.8%であり、一方、「地域の安心・安全の点で課題・懸念があると思う」との回答が64市区長で、全体の84.2%となっております。約9割弱の市区長さんが地域の安心・安全の点で課題・懸念があるとしております。

これらの回答については、どのような貢献、課題・懸念があるかと伺いましたが、まず、団結権を付与することによりまして、どのような貢献があるかについては、3ページから4ページにありますように、職員の奉仕の意識と任務遂行意欲が向上し、職場の活性化につながる。労使が互いに協力する関係になり、消防行政や職場の民主化につながるなどの意見が出されております。

次に、団結権を付与した場合の懸念につきましては、4ページから12ページに掲げておりますが、上司と部下との対抗関係をもたらす、信頼関係に支障を来す。指揮命令系統が乱れ、消防活動に支障を来すなどから、住民の安心・安全を確保できないおそれがあるという意見が多く寄せられております。

一般公務員の労働組合等との関係からの懸念や、団体交渉権等へと拡大していくのでは

ないかとの懸念意見、また警察等と切り離して、消防職員のみなぜ議論するのかとの意見も寄せられているところがございます。

また、消防職員の任務から、消防職員の服務規律を維持するための方策や、団結権の制限の検討を求める意見も寄せられております。

次に、消防は常備消防と消防団との関係が極めて重要でありますので、消防団との関係についての意見を伺いました。この結果につきましては、13ページにありますように、「特段の課題・懸念はないと思う」とする市区長が36名で、全体の46.2%。「課題・懸念があると思う」と回答された市区長さんが42名で、全体の53.8%。課題・懸念があると思う市区長さんがやや多い結果となっております。

具体的にどのような課題・懸念があるかにつきましては、消防団員との信頼関係や協力関係に支障を生じるとの懸念、消防団の士気への影響に対する懸念意見が多く寄せられておりますが、消防職員に労働組合が組織されたら、消防団が市の消防行政に協力しないことを決議しているとの意見もあるところがございます。

次に、現在の消防職員委員会制度について、どのように評価しているかにつきましては、9割以上の市区長さんが現在の消防職員委員会制度が「有効に機能している」としております。

具体的にどのような役割を果たしているかについては、18ページから23ページにございますように、消防職員の意見に基づき、勤務条件や装備品等の改善・向上に寄与し、団結権の代替的役割を果たしている。職員から幅広く意見を求めることで、職員間の意思の疎通が図られ、士気高揚につながっているとの意見が多く寄せられておりますが、現状は団体としての意見ではなく、職員個人の意見提出となっていることが今後の課題であるとの意見もございました。

一方、「十分な効果を挙げていない」とされている具体的な課題としては、24ページにありますように、消防職員委員会の委員のみの審議のため、意見が十分に反映されていない場合がある。年1回の開催で形骸化している。任意の職員協議会が実質的な議論の場となっているなどの意見が寄せられております。

その他につきましてはですが、意見といたしましては、自由に意見を伺ったところですが、その意見は25ページから27ページにあるとおりでございます。

改めて、団結権について実現すべきとの意見や、付与すべきでないとの意見、住民サービスの低下を招かないよう、国民的理解が必要との意見が多く出されております。

また、今後の人事院勧告制度の取り扱いや地方自治体職員との関係が不透明な段階で、消防職員の団結権の問題だけを取り上げて議論することは適当ではない。消防職員委員会制度を改善・発展させていくべきとの意見も寄せられています。

以上がアンケート調査の結果でございます。都市自治体の首長としては、消防職員への団結権の付与については、約9割弱の市区長さんが課題・懸念があると消極的な意見をお持ちでございます。消防職員の権利ということのみでの議論はあると思いますが、消防職員の任務から来る住民の安心・安全の確保が最重要視されなければならないと思います。

出された課題・懸念には、一般職公務員の労働組合との関係から来る影響などの懸念意見もあります。消防職員の皆様は、自分たちの職場、仲間を守りたいとの一心かもしれませんが、自治体における現在の労働組合の現状はさまざまですし、1つの自治体に複数の組合があるところもあり、こうした環境の中に消防職員が置かれていることになるわけです。

上司と部下や、職員同士の対抗関係への懸念、部隊内の信頼関係やチームワークへの懸念、住民の安心・安全の確保への懸念、住民の生命・財産を守るという、同じような使命を持つ警察となぜ切り離し、消防職員の団結権についてのみ検討するのか、消防団との連携が維持できるのか、国民的議論が行われているのかなどの懸念や課題をしっかりと踏まえた上で、これらが完全に払拭できなければ、住民の生命・財産に直結する極めて重要な問題でありますし、もしも、もしかしたらということは絶対に許されないのでありますから、これまでの長い歴史の中で、住民は依然として公務員に対し厳しい目で見ております。

この問題はまさしく住民の身近な市町村に関する事柄であります。住民の生命・財産を預かる都市自治体の意見をしっかりと踏まえて、極めて慎重な検討をお願いしたいと思います。

以上が全国市長会としての意見ですが、最後にアンケートを通じて、個人的に感じましたことを申し上げさせていただきます。

団結権につきましては、課題・懸念が多く出された中で、消防職員委員会制度については、ほとんどの市区長さんが団結権の代替的な機能を果たしていると高い評価をされています。また、団結権の議論のみならず、消防職員委員会制度をより改善・発展させていくべきとの意見がございますので、したがって、この消防職員委員会制度についても検討する必要があるのではないかと思いますので、この点を申し上げ、発言とさせていただきます。

以上でございます。ありがとうございました。

【小川座長】 大変貴重な意見表明をありがとうございました。また、非常にお手間をお取りいただき、こういうデータは目にしたことがありませんが、非常に参考になるデータをお取りまとめいただいたことに心から感謝を申し上げたいと思います。

それでは、続きまして、全国消防長会の新井会長様から意見表明をいただきたいと思えます。

【全国消防長会（新井）】 全国消防長会の会長を仰せつかっております、東京消防庁の消防総監の新井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、全国消防長会は、全国でございます802消防本部の消防長で構成されている団体でございます。今回、消防職員の団結権問題に対しまして、ここで会としての意見を述べさせていただくことにつきましては、それぞれの消防長から意見を聴取した上で、資料を作成させていただきました。提出資料の5に基づきまして、説明させていただきます。

まず、1の基本理念でございますが、これは当然でございますけれども、私ども自治体消防発足以来、公共の要請により、地方公務員法第52条第5項において規定されております消防職員の団結権の制約につきましては、当然のことながら、現行法令を遵守し、そして地域住民の方々の安全・安心を守るために業務を適正に行っていく必要があるという基本の認識でございます。

2の消防職員の団結権につきましてでありますけれども、全国消防長会では、職員の処遇改善につきまして、総務委員会という委員会をつくりまして、そこで議論を重ねております。必要に応じまして、関係機関に対して措置の要望等を行ってきたところであります。

また、消防職員の安全管理につきましては、警防防災委員会で検討を重ねまして、重大事項に関する情報発信や安全管理の手法例等を作成するなどの取り組みを行ってまいりました。また、消防職員委員会制度の発足に伴いまして、制度の普及や的確な運用について取り組んでいるところでございます。

一方、消防職員の団結権問題につきましては、本年1月に発足いたしました「消防職員の団結権のあり方に関する検討会」におきまして議論をしているところでございます。

全国消防長会といたしましては、今後とも消防職員の処遇改善と安全管理の徹底について、積極的に取り組んでいく所存でございますが、一方で国民の安全・安心を守るという消防の使命、目的の達成、そして危険な業務に従事する消防職員の安全を守る、こういっ

た消防長の職務にかんがみ、以下のような点から、消防職員の団結権については、懸念事項を払拭できないので、消防職員に団結権を付与すべきではない。こういう見解に至りました。

以下、この項目につきまして、ご説明させていただきます。まず、(1)の地域住民とのかかわりでございます。地域住民は、国民の生命・身体・財産の安全にかかわる問題につきまして、常時緊急かつ直接に対処する防災の第一線消防活動部隊としての消防機関に大きな信頼と期待を寄せていただいております。消防機関といたしましても、この住民の期待にこたえるために、住民の理解と協力を得ることが必須の要件であるという認識でございます。

また、消防機関は、自主防災活動の育成、あるいは実践等を指導しておりますけれども、地域住民は活動に対する報酬あるいは個人利害等の要求を超えて、自分たちの町は自分たちで守るといふ崇高な精神によって、地域防災に貢献をいただいております。従いまして、この趣旨と相入れない自分たちの権利を消防職員のみが主張するということについては、地域住民の理解を得ることは大変難しいのであらうと考えております。

次に、(2)の消防団との関係でございます。消防団は、消防職員と消防団員の協力関係の上で維持されておまして、特に中小規模の消防本部では、消防団との連携が大変不可欠でございます。また、大都市におきましても、大地震等の同時多発災害や、風水害時の現場活動等におきまして、あるいは日常における地域住民とのパイプ役等の任務につきまして、消防団は非常に欠くことのできない貴重な存在であると認識しております。

一方、消防団は生業を持ちながら、自分たちの町は自分たちで守るといふボランティア精神に支えられて活動が行われているものでございまして、近年減少の傾向にあるわけでございますけれども、こういった趣旨を踏まえますと、消防職員が自分たちの権利のみを主張するということは、やはり両者の連帯感、協力関係が損なわれるのであらうという認識でございます。

(3)の指揮命令系統の乱れでございますけれども、消防活動は現状の最高責任者が統括する活動方針あるいは個々の小隊等への任務付与によりまして、災害を鎮圧し、住民の安全を守るといふ使命を担っております。この活動を円滑に遂行するためには、上命下服の指揮命令系統を確保した部隊活動が大前提になっているものと認識しております。

また、この職務とは異なる階層が職場の中に存在することによりまして、指揮命令系統が分断され、ひいては部隊活動に影響を与えることを、現場では危惧しているところでござ

ございます。

(4) の職場でのチームワークでございますけれども、消防は階級に基づく階層や、独自の勤務体制を構築することによりまして、指揮命令系統の確保、職員間の意思統一体制を確保しているところでございます。団結権が仮に付与されてしまいますと、職務とは異なる階層が職場内に存在することになりまして、やはり帰属意識あるいは行動判断に混乱を生じさせることがあるのであろうという認識でございます。

また、24時間の勤務体制で寝食を共にしている中、複数の職員団体間の方針等の相違によりまして、職員間に不協和音、あつれき等が生じ、信頼関係が損なわれるのではないかと。これが、ひいては部隊行動を維持していく上で混乱につながる、住民の負託にこたえられない恐れがあるのではないかと懸念もございます。

(5) の消防体制の確保でございますけれども、各消防本部は地域の実情に応じ、消防力の確保に努めているところでございますが、やはり部隊活動を行うには、最低人員の確保が必要でございます。このために、消防職員に団結権を与え、職員団体の活動に伴い、多数の職員が同時に職場を離れるといったことになりまして、人員の確保が困難になるといった懸念もあります。

また、これまでの公務員労働運動の現状等を見ておきますと、消防職員がときには違法な争議行為を行うといったことがないという保障がないわけでもございまして、出動等に遅れが生じる等の懸念もあるという認識をしているところでございます。

最後に、消防職員委員会の充実についてでございます。消防職員委員会は、厳格な服務規律に基づく部隊活動が要求される中でも、消防職員間の意思疎通を図り、職員の士気を高めることはもちろん重要であるということで創設されました。

この中で、消防職員委員会での審議対象は、勤務条件にとどまらず、被服・装備品・機械器具等にまで及ぶものでありまして、消防業務の円滑な運営のためには欠かすことのできない制度となっております。

消防職員委員会の制度は、実績を上げているという認識がございますので、こういったことについて、今後も十分配慮し、引き続き消防職員委員会制度の充実而努力をしていくという思いでございます。

以上で全国消防長会を代表しての意見の陳述とさせていただきます。

【小川座長】 ありがとうございます。お二方からは大変有意義な見解をご披露いただきました。

それでは、20分程度お時間がとれようかと思しますので、それぞれ委員の皆様からご質問なり、ご意見を。迫委員、どうぞ。

【迫委員】 全国市長会の佐久間さん、よろしく申し上げます。私も当事者であって、福岡県の大牟田市の消防本部の職員でございます。

今回のアンケートについてお聞きしたいんですけども、79消防本部。消防には組織体制によっていろいろな形があるんですが、単独自治体、もしくは一部事務組合、広域連合、この79の消防本部の形態はここでわかりますか。

【全国市長会（佐久間）】 79の……。

【迫委員】 アンケートに答えられた。

【全国市長会（佐久間）】 79の全体のですか。

【迫委員】 いや、アンケートに答えられた消防本部の内訳です。

【全国市長会（佐久間）】 細かに、私は今わかっておりません。

【迫委員】 そうですか。

質問の内容で、消防団との関係と、消防職員委員会ということなんですけれども、行政実態において、市長さんが消防団の事務内容、もしくは消防職員委員会の審議結果等については、実際には把握されていないと思うんです。この報告というのは、消防本部から市長さんにデータとして送られてきたものをアンケートとして載せられたということで、確認はよろしいですか。

【全国市長会（佐久間）】 そうですね。

【迫委員】 そうですね。

【全国市長会（佐久間）】 はい。

【迫委員】 ということは、このアンケートの後半部分、いわゆる全体総体としては、市長会となっていますけれども、消防本部からのお答えという認識でよろしいですね。

【全国市長会（佐久間）】 はい。

【迫委員】 わかりました。それでいいです。

【小川座長】 岡本委員、どうぞ。

【岡本委員】 素朴な疑問を1点だけさせていただきたいと思います。お二方とも団結権の付与はよくないというか、懸念があるということだったんですが、世界的に見て、付与されていないのは数ヶ国しかない中で、付与されている国と比べて日本だけが特殊だとは思えないんですよね。外国の消防職員も同じことを同じように考え行動していると思

ますし、同じような指揮命令系統と状態があると思うんです。なぜ日本はできないんですかね。それについて、お答えをお願いしたいと思います。

【全国市長会（佐久間）】 なぜ日本ができないのかというのは、私もわかりません。ただ、私個人の見解としては、消防はよく皆さん言われます、市民の生命・財産を守るんだという意識がやはりすごく強い、高い。そういう中で、その意識を持った日本の消防の方々、ほかの外国の方々がどうであるのか、私も承知しておりませんが、私は千葉県市原市でございますけれども、全国的にほとんど同じような回答が寄せられておりますので、同じ状況だと思いますが、やはり人が人としての使命、生きている義務といえますか、権利も含めて、そういう中で果たさなければいけないことを消防は歴史的にずっとやってこられて、非常に住民の皆さんと良好な関係を築いていただいているのではないかと思います。

やはり、守っていただく一般市民としても、守ってくださっている消防職員、その他警察も、自衛隊もそうなのかもしれませんが、そういう大変な方々に対しての思いやり、また敬意も含めて、そういう良好な関係を築いていけるとすれば、それが一番なのではないかと思います。

【全国消防長会（新井）】 よろしいでしょうか。

【小川座長】 どうぞ。

【全国消防長会（新井）】 私もなぜ日本の消防と外国の消防が違うかということについてはあまりよくわかりません。ただ、やはりそれはそれぞれの消防が過去における歴史的な経過ということもあるでしょうし、消防という言葉がすべて共通のことを意味しているかどうかということについても、いろいろな状況があるのではないかと思います。それぞれ消防職員でありましても、それぞれ持っている権限は国によって違うわけでありまして、国民、住民の期待というものもやはり違っているんだろうと思います。そういったことがあるのではなかろうかと思っております。

【小川座長】 どうぞ。

【岡本委員】 それでは、日本の消防職員にも団結権を外国と一緒に与えられてもいいのではないかということについてはいかがですか。多分、同じように、同じような仕事をしていて、日本だけ特殊だということではないと、回答をされましたよね。

【全国消防長会（新井）】 いや、特殊ではないというふうにお答えしたわけではございません。どういうふうに違いがあるかということは、はっきり認識できませんけれども、多分、経過として違うんだろうということが1つでございます。

それから、もう一つは、私どもは消防職員も労働者であります、基本的人権を持つということは当然だろうと思っております。ただ、これは制約されているんだと。これは、要するに公共のために制約を受けているんだと。あくまでも代償的な措置を確保していただいた上で、やはり国民、住民の負託に応えるにはそのほうが良いということで、消防職員は認識しているんだということでございます。

【小川座長】 どうぞ。

【迫委員】 済みません。新井総監にご質問します。実は、福岡県の大牟田市の出身の総監が過去におられたということで、ご存じですか。青山大学出身か何かの方だったんですけれども、今日、基本的見解を読ませていただいて思うのは、昭和53年の第1回の全国消防長会における「団結権問題に対する基本見解」の内容とほぼ一緒で、——1点だけ人員の確保という部分が少し変わっている部分があるんですが——、当初から「職員の勤務改善を目指して」ということが、最終項に必ず入っているんですね。

かれこれ30年過ぎた現在、消防職員委員会も制度上はありますが、全国消防長会としては、職員の処遇改善を目的とするといった文章の通知の内容をかんがみて、現在消防職員の処遇改善については果たされたとお考えなのかどうかというのが1点です。

それと、過去の資料に、1968年当時の佐久間消防庁長官が、消防はサービス業、警察は権力行政だとはっきりおっしゃいました。この2つの違いに対する全国消防長会の評価は、資料としてどう探してもなかったんですね。

だから、佐久間消防庁長官が言われました、消防行政というのは本質はサービス行政だと思う。警察行政は権力行政だと、したがって警察と消防は違うんですよという見解がどう響いているのか、全国消防長会の中でも議論があったのかどうか。過去の文章を見ても、今回出された文章というのは、30年前とほぼ一緒なんですね。

それと、さっき言った人員の関係なんですが、三浦局長さんがおられます。はっきり言って京都の消防も、東京消防庁も、人員は田舎消防から見たらすばらしい人員です。それで、最低人員という内容においては、ポンプ車に2名乗るところと3名乗るところが地方にはあります。東京消防庁、基本的に4名、5名という最低人員だと思いますけれども、その総体の比較において、何が最低人員なのか。その人員によって確保するということが、地方によってその人員の数が違うという比較対象になるのかどうか。そういうことにおいて、どう見解を持っておられるかお聞きしてよろしいですか。

【小川座長】 新井さん、お願いします。

【全国消防長会（新井）】 まず、処遇改善に対する全消会の取り組みでございますけれども、最近の非常に厳しい財政状況の中で、特に公務員の数が減っているという状況がございます。ただ、その中でも消防職員につきましては、わずかではございますけれども、増加をしているという経過がございます。これは、やはりその中で消防業務の重要性、あるいは困難性というものを、それぞれの首長さんと、あるいは住民の方が認識していただいて、こういった経過になってきているのではないかと思います。

それから、佐久間長官の見解は、私はちょっと認識しておりませんが、今、東京とか京都さんが非常に1つの車両に乗る人員が多いというお話がございましたけれども、これはやはり私はそれぞれ有している管内情勢、防火対象物の状況等から、これが最低の人員であろうという認識をしているところでございまして、実は今、東京消防庁が保有している1万8,080名の人員で十分であると認識しているわけではございませんで、やはりこれはさらに人員が必要だという認識を持っておりまして、当局にも要請をしている。これが実態でございます。

【小川座長】 ちょっと座長から1つお尋ねなんですけど、今日、自治労さんの提出いただいた松本局長から発表いただいた資料の中に、市長部局と消防職場との人事交流の話が出ておりまして、組合役員が消防職場に異動しても労働規律が乱れることはないんだという一節がございます。会場内でお聞きになられたと思うんですが、まず実態がどうかということと、この見解に対するご見解はどうかということ、ちょっと新井会長さんにお聞きしたいと思うんですが。

【全国消防長会（新井）】 まず、市長部局と消防機関との人事交流があるのは、私どもも承知しております。ただ、おそらく全体の15万人の常備消防の職員の数からすれば、その数は非常にわずかな数であろうと思います。

【小川座長】 例えば東京消防庁だとどうですか。

【全国消防長会（新井）】 東京消防庁ではほとんどおりません。1万8,000人のうち、市長部局から私どもに来るとするのは、まずほとんどいない。ゼロではなかったと思いますが。

【小川座長】 ちなみに、京都市の消防本部はいかがですか。

【三浦委員】 私のところは危機管理と防災行政も消防で管理している関係上、防災は総合行政ですので、結論から言いますと市長部局のほうから幹部を含めて10名以上は…

【小川座長】 10名以上。なるほど。

【三浦委員】 ただし、階級は渡しておりません。

【小川座長】 階級は渡さず。

【三浦委員】 はい。消防吏員ではありません。

【小川座長】 その場合、市職労に加盟しておられると思うんですが、その加盟は抜かずに、籍は抜かずにそのまま来られている。

【三浦委員】 基本的には、ほとんどが管理職レベルの方です。ただ、最近では若い職員もという形で、その方々は数は少ないです。組合員構成のままで来られている可能性はあります。

【小川座長】 なるほど。ということは、多分東京消防庁でもそうなんでしょうね。管理職未満の方が来られる場合は、消防職員の団結権に関する法制を理由に、組合の籍を抜いてから来られるということは、おそくないんでしょうね。

【全国消防長会（新井）】 そうですね。元のほうの組合がどうだったかは。ちょっと例がございませんので、私どもは把握しておりません。

【小川座長】 どうぞ。

【迫委員】 吏員ではなくても、消防職員であれば団結権はありません。ないです。

【小川座長】 だれが。

【迫委員】 消防職員である以上、団結権は持てません。人事交流で来るということは、組合を離籍して消防職員になる。

【小川座長】 離籍して来ている。

【迫委員】 当然です。

【小川座長】 ちょっと、そこは不確かでもいけないので、次回までに京都なら京都、大牟田なら大牟田の……。それは間違いない。

【迫委員】 消防職員に団結権がないということですから、あくまでも消防職員なんです。

【小川座長】 ということは、出向というのか、どう言うのかわかりませんが、来るときは籍を抜いて来られているわけですか。

【迫委員】 消防職員になったときには、抜いてから来るはずですよ。

【三浦委員】 身分が実は2通りございまして、要は1つは完全に身分を切りかえて消防職員として来られる方と、研修みたいな形で相互に交流しているという2つがございま

す。ですから、その2つによって当然取り扱いは違います。ほとんど私どもには幹部職員が来ておりますので、非組合員の方が多いですけれども、それ以外の方であれば人事交流と両方ございますので、そこは調査してお知らせいたします。

【小川座長】　　ちょっと松本さん、場外からご発言いただくのも恐縮なんですが、この趣旨は、組合の役員経験者が職場に消防職員として派遣されても支障はないんだという趣旨ですか。どうぞ。

【全日本自治団体労働組合（松本）】　　大変失礼します。趣旨としては全くおっしゃっておりです。

1つだけつけ加えさせていただきたいのは、労働組合とは人間と人間との関係でございます。したがって、法律の条項に従いまして、形式的には組合を脱退するわけですが、現実の人間関係は何ら変わらず続いているということを申し上げたいと思います。ありがとうございます。

【小川座長】　　わかりました。失礼しました。どうぞ。

【全国市長会（佐久間）】　　済みません。発言させてください。

先ほど私が迫さんからのご質問へのお答えの仕方がまずかったかもしれませんが、全国市長会から今回のアンケートにお答えいただいたのは、首長自身の答えを載せさせていただいておりますので、そこを私の言い方が間違っただけでございますので、ご確認をさせていただきたいと思います。

それから、人の生命、命とか、財産を守るという仕事に携わる中で、組合員であろうとも、なかろうとも、やはり人としてきちんとした対応が求められるんだろうと思いますので、私は特に市原市長という立場では、すべての職員がみんな子供たちの安心・安全も含めて取りかかっているということでございます。

立派な人となるためにさまざまな活動をさせていただいておりますが、消防職員においても、特に有事のときに自分の命をかけられるか、かけられないか、それだけの愛を持っているか、持っていないか。そうしたことも私自身が最前線をお願いしているということもつけ加えさせていただきたいと思います。

以上です。

【小川座長】　　ありがとうございます。

残り5分程度ですが、今日、特にご発言いただいていない荒木委員、青山委員、何かございませんか。せつかくの機会ですから、どうぞ。

【荒木委員】 全国消防長会のペーパーを拝見いたしますと、いろいろな懸念を表明されております。そこで、団結権を付与するということの当然の帰結として出てくる問題なのかどうかというのを確認したいんですけれども、団結権を与えると組合をつくらなければいけないということにはなりませんね。民間でも団結権を付与されていますけれども、現場の労働者が必要ないと思えば組合をつくらなくてもよいわけです。現状はそれが団結権を与えられていない状況にあり、それをどうするかというのが、ここでの議論の1つの問題だと思います。

それから、いろいろご懸念が出ておりますけれども、その中には組合をつくと違法な行為に及ぶ可能性もあるという指摘があります。しかし、その議論をいたしますと、もともと違法なことであってもやるということであれば、組合を禁止していても同じような行動になるおそれもあるという問題があります。

したがって、可能性としていろいろな懸念がありますけれども、可能性のレベルといたしまししょうか、当然理論的な帰結としてこういうことになると、そういう感じのご懸念というのはどのくらい具体的なものかということについて、少し補足的に伺いたいと思います。

【小川座長】 お願いします。

【全国消防長会（新井）】 まず、懸念の中身なんですが、私どもも例えば大きな災害があったときに、消防職員が自分たちの権利を主張して、災害現場に行かないといったことが頻繁に起きると認識しているわけではありません。ただ、消防職員の場合には、災害活動のみならず、日常における訓練、相当厳しい訓練等を行っているわけでありまして、その中で個々の隊員がそれぞれの意見を主張する。これがあまり強くなるのは好ましいことではないと思っております。

実は、仄聞する話でありますけれども、それぞれの消防機関が例えば休日に行事を行う。住民に対する防災指導を行うとしたところ、自分は当初休みの日であったから、この行事には参加できないよといった例もあったように聞いております。そういったことが積み重なってくると、全体としての部隊活動に支障を生じるんだらうということでもあります。

もう一つ、先ほど団結権があるから必ず組合をつくらなければならないということではないというお話でしたけれども、私どもが懸念しますのは、こういった階級を持って、一体行動をすると。これを尊重している組織の中で、個々の中で意見の対立を生むのは決して好ましいことではない。やはり、この意見の対立があるのであれば、今、人事委員会あ

るいは公平委員会等で措置要求あるいは苦情処理という制度がございますけれども、こういった中で第三者機関のところでこういった意見を戦わせていただくと。職場の中で議論を交わすのではなくて、こういったところをお願いする。これがやはり非常にいい制度ではないかなと認識しているということでございます。

【小川座長】 ありがとうございます。どうぞ。

【下井委員】 済みません。簡単に済ませます。

今の荒木先生のご質問にかかわると思うんですけども、仮に団結権が付与されても、何ができるかといったら、それほどのことはできないんですね。ストライキはできませんし、協約も締結はできない。せいぜい職員団体として法人格を持って、財産を持つぐらいしかないと思うんですね。

それで指揮命令が崩れるという懸念がある。その懸念もわからないではないんですが、他方、消防職員委員会になると、180度評価が変わる。それはなぜなのかが私はよくわからないんですね。

つまり、団結権だけを持った組合と、現在の消防職員委員会制度でどこがそんなに違うのか。法的にはそんなに違わないと私は思うんですよ。ということは、団結権を付与したらという懸念、消防職員委員会に対しての非常に高い評価。その違いはおそらく法的なものの以外のところにあると思うんですね。それはどういうところにあると思われませんか。

【全国消防長会（新井）】 私は地方公務員法で団結権が禁止されていると同時に、組織法で消防職員委員会が認められていると。一番の違いというのは、まさにここに職員が団結をしないということだろうと思っております。

消防職員委員会は、それぞれの個々の消防職員が自分の処遇等について、使用者側に意見を申し述べるができる。そこで意見を交換することができる。そういう場を確保しているんだろうと思います。これは決して、消防職員に団結を認めているわけではないという認識でおります。

ただ、やはり消防職員から直接自分の職務あるいは勤務条件等について希望を申し述べる機会、あるいは使用者側が消防職員にそれぞれの当局の事情を説明する機会というのは重要だろうと思っておりますので、消防職員委員会というのは、大きな機能を果たしているのではないかと認識しております。

【小川座長】 ありがとうございます。簡潔に。

【迫委員】 簡潔に言います。消防職員委員会の件でご質問を、総監よろしいですか。

機能が果たされているということなんですけれども、ひとつは、多くのところは年に1回の会議であり、2点目は改善が実施された件数というのは非常に限られていて、同じ問題でも地方の消防に行けばできていないこともいっぱいあるということ。

それと、3点目に審議結果について、消防長の実施の義務があいまいなんです。義務的処置はありません。これで、機能しているという評価がどこから来るのか、私にはちょっとわからない。非常にあいまいな制度ながら、この消防職員委員会も発展させようと、意見の取りまとめがあったり、消防長さんとしては努力してやられているとは思いますが、私としては、閉塞感のあるこういう制度が機能しているという評価がどこから来られるのかお聞きしたいんですけれども、よろしくお願いします。

【小川座長】 お願いします。

【全国消防長会(新井)】 まず、それぞれどのくらいの頻度でやっているかというのは、それぞれの本部によって違うと思います。例えば、私どもの場合にはかなりの長期間をかけて、それぞれの所属、あるいは方面単位、あるいは庁単位としてやっておりますので、年1回といっても、何カ月もかけていろいろな議論を交わしているということになります。

それから、成果がどうかということにつきましては、確かに必ず要望があったものがすべて実施できているわけではございませんが、それはやはり多くは財政的な事情、予算の確保ができないということを実施できないということになっておまして、予算もあるんだけどもやらないというような結論になっているわけではございません。

もう一つ、消防職員委員会制度がすべて万全な制度であると私どもは認識しておりません。ここで問題があるのであれば、先ほどお話ししましたように、人事委員会あるいは公平委員会等に対する措置要求、あるいは苦情処理という制度もあるわけでありますから、職場の中で解決できない問題については、そういったところで解決を図るといったこともできるのではないかと。それが消防職員に労働基本権が制約されている代償的な措置の意味ではないかと認識しております。

【小川座長】 それでは、最後に青山委員。

【青山委員】 私にも発言ありがとうございました。

消防職員の団結権のあり方について、市長会さんのほうではアンケートで60市区長さんが懸念がある、12市区長さんが貢献するというご意見だったと思うんですが、消防長会さんの会員の皆さんたちにおいては、貢献すると思うと考えるような消防本部とかはあるのでしょうかということ。

それから、私は消防市区の皆さんたちに団結権が回復された場合に、地域住民の皆さんたちや、消防団の皆さんたちへの影響がどうあるのかというところが一番気になるわけですが、こちらは市長会さんのほうは半数強が懸念があるということでしたけれども、一番近くにおられる消防の方としては、全体としては懸念があると表現されておられるわけですが、その辺の認識はどのようになっておられるのかということ。

あと、消防職員の給料面での処遇は、公安職扱いになっているのか、あるいは一般職扱いで等級が1つ上とかとなっているのか、もしその辺が全体としてどういうふうになっているのかおわかりだったら教えていただきたいと思います。

【小川座長】 お願いします。

【全国消防長会（新井）】 それでは、まず全国消防長会としての団結権の問題に対する基本的な見解がどうであったかということなんですが、私どもも内部の803本部に対しまして、それぞれ消防長から意向調査を行いました。このうち、団結権の付与に賛成か反対かにかかわらず、回答のあった792本部中、669本部が少なくとも団結権を付与すると問題があるのではないかと懸念を表明しております。

次に、消防団員とのかかわりについてでありますけれども、これにつきましても、やはりほとんどの消防本部が消防団員との関係は懸念が生ずるという結論でございます。もちろん100%ではありませんので、一部そうではないというのもございました。

【青山委員】 130ぐらいのところはあっても構わないとおっしゃっているわけですか。

【全国消防長会（新井）】 あっても構わないけれども、懸念はあるという表現でございます。もちろん中には全く問題ないということを表明されている本部もないわけではございません。

【小川座長】 ありがとうございます。

まだまだ議論は尽きないところ……。事務局どうぞ。

【大庭消防・救急課長】 すみません。先ほどの給料表の関係ですが、公安職又は公安職に準じた給料表が適用される消防吏員数はおおむね4割強で、本部数でいきますと2割弱といった状況です。それ以外に、行政職給料表で号給加算とか、手当支給のような形で公安職に近づけるような工夫をしている団体もあるという状況です。

【小川座長】 ありがとうございます。

ちょっと座長として今日の議論を前提に少し整理させていただきたいんですが、下井委

員がお尋ねになられた消防職員委員会と団結権、具体的にどう違うんだというのは、かねてからの最大の課題の1つでありまして、そこはやはり使用者側にとってほんとうにどういうリスクがあって、労働側にとってほんとうにどういうメリットがあるのかというのは、改めて整理、詰めなければならないなというのは、改めて感じましたので、1つテイクノートさせていただきたいと思います。

それから、かねてからのもう一つの課題でありました警察・軍隊と消防との違いは何だろうというのは、私も個人的にいろいろ思い悩んでいたわけですが、今日、非常に明確に中嶋顧問からいただいた、武器使用を伴う権力作用は、ときに人命なり財産に対して危害を加えつつ、別の人命なり財産を守るという非常に危うい均衡の上に成り立つ、大変厳しい権力作用でありまして、そこには場合によっては上意下達というのがより徹底したものを求められるということがあるのかもしれない。1つ非常に参考になりましたことを座長としてテイクノートさせていただきたいと思います。

最後に、それを前提になんですが、これは事務局にほんとうにご苦勞をおかけしました。よく国際比較をまとめていただいたんですが、ほとんど大半の国にあっては、労働団結権が承認されているという状況の中で、3国が承認されていないというのをつぶさにごらんいただきたいんですが、1つはブラジルでありまして、横表の資料の6ページなんですけれども、資料の6ページの右側がブラジルであります。その下半分、ちょうど真ん中の下あたりなんです、団結権が認められていない。概要欄ですけれども、軍人たる職業的消防職員には労働権が認められていないということで、ちょっと詳細はわかりませんが、おそらく軍隊組織が消防的職務を担っているという実態があるんだろうと思います。

翻って日本ですけれども、歴史的に警察が消防業務を担ってきたという経過があるだけに、なぜ日本だけというお話もありましたが、これも結局警察が消防になってきたという歴史的な1つの産物という側面があるのではないかと推測されると思います。

2つ目は韓国、7ページなんです、これももちろんよく確認をしないとイケませんが、韓国のさまざまな行政制度については、非常に日本の制度がモデルになっている可能性があります。そういう意味では、合理性があるかどうかはわかりませんが、親和性があると観察できるのではないかと思います。

最後はタイなんです、8ページであります。ここは、韓国同様、ILO条約、そもそも結社の自由に関する条約を批准していないということでありまして、ここはちょっとそういう意味では今回国際的な兼ね合いの中で議論するに当たっては、同列には論じがたい

ところがある。

【下井委員】 韓国も批准していないですね。

【小川座長】 韓国も批准していないですね。というようなことを少し、かねてからの課題でありましたけれども、国際的な比較なり、あるいは歴史的な経過なり、あるいは警察軍隊との切り分けなりというところを、研究会も中盤に入ってまいりますので、少し頭の整理をさせていただければと思います。どうぞ。

【菅家委員】 今、座長の見解をお聞きして、私はまだまだ警察の先ほどの議論も、あいまいな状況だという認識です。つまり、両方必要だという見解が示されていますから、団結権という意味では、両方当然付すべきだと。つまり、武器使用とか云々というのは、1つの事例であって、国民の生命・財産を守るという視点における身近な消防の存在を切り離して団結権をやるというのは、まだまだ議論の余地があるのではないかと思いますので、武器だからイコールというのはちょっと強引かなと。

【小川座長】 おっしゃるとおりです。

【菅家委員】 それから、消防団との関係ですね。これも先ほどの議論では、職場では組合員だがというの、ちょっと強引だなと思うんですね。つまり、消防団員というのは1つの組織対組織になりますから、これの信頼関係というの、やはり継続して議論すべきだというだけは申し上げておきたいと思います。

【小川座長】 ありがとうございます。

そこは、これで決定的だということを申し上げたととられたとすれば、ちょっと言葉の不足をおわびしたいと思います。あくまで1つの議論の材料ということで、整理をさせていただきました。

【全国市長会（佐久間）】 一言だけ済みません。

【小川座長】 どうぞ。

【全国市長会（佐久間）】 全国の市区長さん方は、それぞれ住民の代表としてそれぞれの地域で頑張っていると思うんですね。それから、霞が関でのこういう会議、議論が、全国の田舎も含めてそのままびたっと当てはまるのかどうかということも、やはり委員の皆さんにもう一度考えて感じていただきたい、現場を知っていただきたいと思います。だけど、そんな時間もないでしょう。では、総務省の方が現場を回っていかれるかと、そんな時間もないかもしれませんが、やはり1人1人の国民の皆さんの思いというものをしっかり知っていただいた上で、結論を導いていただきたいと思いますので、よろしくお願

たします。

【小川座長】 ご指摘のとおり、前回、もちろん3つの消防本部、委員を挙げてお邪魔をしたという努力はしているものの、ご指摘いただいた点は十分踏まえなければならないと思っております。

それでは、事務局から次回以降のことをいただきたいわけですが、だんだん研究会も中盤に入ってまいりますので、これだけ議論が闊達に起きるということは、非常に難しいテーマを我々一同預かっているということは、認識を改めてともにさせていただきたいと思えますし、加えて中盤以降、ほんとうにどういう議論のスタイルを含めて、どういう過程をたどるべきか、こういったこともぜひ次回以降、少し委員の皆様から率直なところをお聞かせいただきたいということも含めて、さらに充実した議論を行わせていただきたいと思えます。

それでは、最後に事務局から次回以降のことをお願いします。

【丸山公務員課長】 次回についてでございますが、次回第5回検討会につきましては、5月21日金曜日、2週連続となりますが、10時から、本日と同じこの総務省11階の第3特別会議室において行いたいと思えます。内容はヒアリングの2回目ということでございます。お忙しいところ恐縮ですが、ご協力をお願いしたいと思います。

また、本日座長からご指摘いただいた論点、あるいはこれまでのご議論の中で提出されました論点等につきましては、事務局において検討課題を整理することとあわせて、それぞれの論点について可能な限り資料を準備いたしまして、第6回以降の検討会において説明させていただきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

【小川座長】 それでは、大変長時間にわたりましてご協力ありがとうございました。特に5団体の皆様、ほんとうにありがとうございました。